

夜間全面通行止のお知らせ～ 九州横断自動車道延岡線北中島橋の足場解体に伴う交通規制が行われます

☎ 熊本河川国道事務所 ☎ 3 8 2 - 1 1 1 1
建設課 土木係 ☎ 2 8 2 - 1 3 1 2

九州横断自動車道延岡線北中島橋の足場解体に伴い、下記のとおり夜間車両通行止めを行います。

■規制箇所

辺田見交差点（御船町）～上寺交差点（山都町）の国道445号線を全面通行止

■規制日時

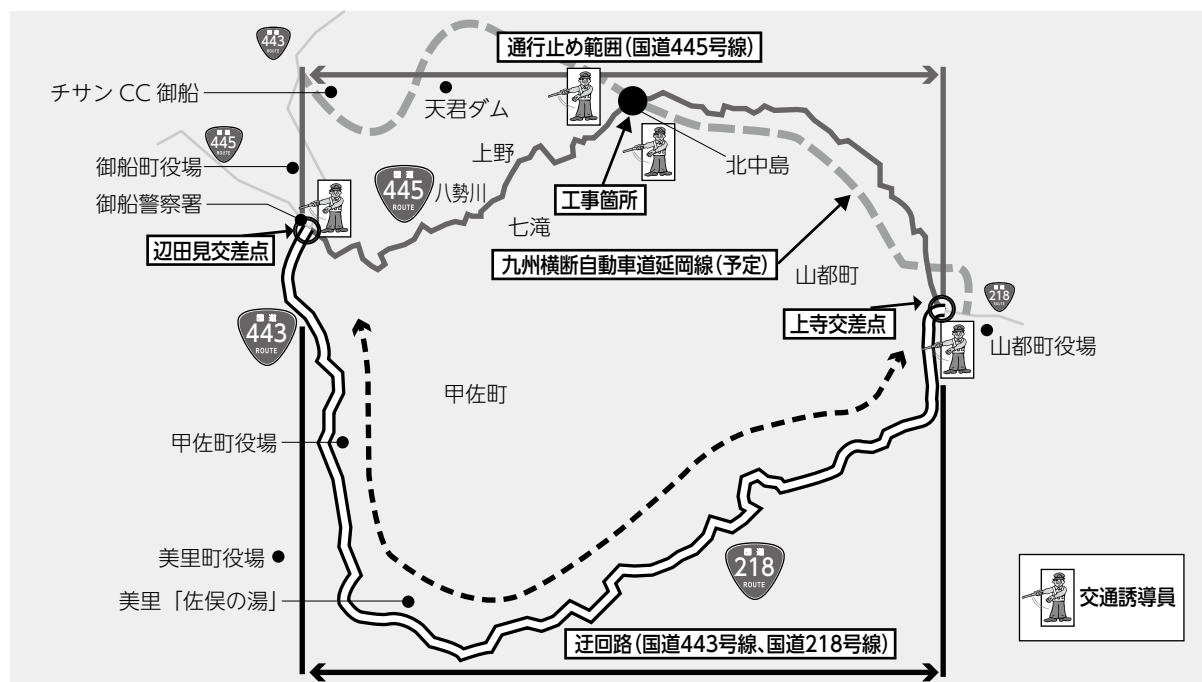
規制時間：8.5時間通行止め（21時30分～翌朝6時）

作 業 内 容	作 業 予 定 日	日 数
足場の解体	5月12日㊦～6月8日㊦	左記のうちの 6日間

■規制内容

- ・夜間車両通行止を行います。
- ・御船町の辺田見交差点から山都町の上寺交差点までの国道445号線で規制を行います。
- ・国道445号線を通り、工事箇所の通過が必要な人にはご迷惑をお掛けしますが、国道443号線および国道218号線に迂回をお願いします。
- ・工事箇所は通過できませんが、辺田見交差点～工事箇所間、上寺交差点～工事箇所間の途中に用件のある人は、その旨を交通誘導員にお話してください。

■迂回路



若い今だからこそ健診を!! ―若者健診が始まります

☎ 健康づくり支援課 健康推進係 ☎ 2 8 2 - 1 6 0 2

20～30代の若い人を対象に、生活習慣病の予防を目的とした健診を実施します。

自分の健康をチェックし、日頃の生活習慣を見直す機会として、ぜひ健診を受けましょう。

- 日程 7月上旬～中旬
- 場所 保健センター
- 費用 1,000円
- 検査項目 診察、問診、血圧、尿・血液検査、身体測定、歯科検診
- 申込締切 4月27日㊦

■対象者

20歳～39歳で、御船町在住の国民健康保険加入者および社会保険被扶養者
※年齢は、平成31年3月31日現在 ※社会保険の被保険者本人は受けられません

対象者	国民健康保険加入者	被扶養者
申込方法	・3月上旬全世帯に郵送している申込書を保険係または保健センターに提出してください。	保健センター窓口または役場ホームページから申込書をダウンロード後、Faxまたはメールで申し込んでください。 ・Fax 2 8 2 - 7 7 0 8 ・Email kenkosuisin@town.mifune.lg.jp
問い合わせ	町民保険課保険係 ☎ 2 8 2 - 1 1 1 3	保 健 セ ン タ ー ☎ 2 8 2 - 1 6 0 2

交通事故での入院や通院は見舞金が支給されます

☎ 総務課 地域・防災係 ☎ 2 8 2 - 1 1 1 1

御船町に住民票があるすべての人を対象に、「交通災害共済制度」に加入しています。

この制度では、交通事故に遭って、負傷や死亡した場合の入院や通院などに要した期間に応じて、見舞金が支給されます。交通事故での入院や通院が対象で、事故に遭った本人が町に対して請求する必要があります。

■災害の程度と見舞金内容

実際に入院や通院を行った期間に応じ、交通災害見舞金を支給します。ただし、治療のない期間が30日を超える場合は、その期間を除きます。

区分	災害の程度	金額
1等級	死亡	15万円
2等級	180日以上の治療	6万円
3等級	90日以上の治療	4万円
4等級	30日以上の治療	2.5万円
5等級	10日以上の治療	2万円

■請求期限

事故に遭った日から1年以内

■交通事故の内容

日本国内で発生した、①～⑨に該当する運行事故
①自動車②原動機付自転車③自転車④汽車⑤電車
⑥航空機⑦船舶⑧モノレール⑨トロリーバス

■事故後の対応

事故に遭った場合には、必ず警察に届出を行ってください。

■請求方法

入院や通院の治療後、役場2階の総務課地域・防災係で必要な書類を持って、請求手続きを行ってください。

■請求に必要なもの

- ①災害見舞金請求書②印鑑③交通事故証明書
- ④診断書または診療報酬明細書⑤住民票
- ⑥事故状況報告⑦運転免許証